

(H1-2) 土木図書館映像資料貸出規則

昭和40年12月	制 定
昭和53年 5 月12日	一部改正
昭和53年 9 月29日	〃
平成14年 4 月26日	〃
平成23年11月18日	〃

(総則)

第1条 土木図書館（以下「図書館」という。）が管理する16ミリフィルム、ビデオテープ等（以下「映像資料」という。）の貸出については、この規則の定めるところによる。

(貸出対象者)

第2条 土木学会会員および館長の許可を得たものとする。

(貸出の範囲)

第3条 図書館は、前条に定める借受者の求めに応じ貸出に供する。

2 貸出できる映像資料は、著作権法上の権利処理を終えたものに限る。

(利用手続き)

第4条 図書館は、借受希望者が図書館に提出する所定の申込書（様式－1）を承認の後、映像資料に申込書の写しを添付して貸出を行う。図書館は、控えとして申込書を映像資料が返却されるまで保管する。

2 申込方法は、電話またはFAXとする。

3 貸出料金は、無料とする。

4 輸送機関に委託して貸出す場合の費用（荷造料・保険料・送料等）は往復路とも借受者が負担する。

5 1回の貸出は、原則として3作品以内とする。

6 貸出期間は、原則として3日以内とする。ただし、遠隔地等特別の場合は、別途考慮する。

7 返却は、映像資料（申込書の写し添付）と図書館保管の申込書を照合の上、申込書および申込書の写しに返却確認印の押印をもって処理する。申込書の写しは、借受者に返却する。

8 借受者は、上映会での使用の場合に限り、映像資料返却時に上映報告書（様式－2）を提出する。

(損傷・紛失)

第5条 借受者が映像資料を損傷または紛失した場合、修復または再生に要する費用は、原則として、借受者が負担する。

(その他)

第6条 映像資料の複製は禁止する。

2 前項を無視して複製することにより生じた責任は、すべて借受者に帰するものとする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この内規は、昭和40年12月から施行する。

附則 この変更内規は、昭和53年 5 月12日から施行する。

附則 この変更内規は、平成53年 9 月29日から施行する。

附則（平成14年 4 月26日 理事会議決） この変更内規は、平成14年 4 月26日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。